

草津市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会および議員の基本原則（第2条—第4条）

第3章 市民に開かれた議会（第5条—第7条）

第4章 政策の立案および提言を行う議会（第8条—第11条）

第5章 行政の監視および評価を行う議会（第12条—第16条）

第6章 議会の機能向上（第17条・第18条）

第7章 議員定数および議員報酬（第19条・第20条）

第8章 他の条例との関係および見直し手続（第21条・第22条）

付則

前文

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行以後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲がより一層拡大する中で、草津市の議事機関である草津市議会（以下「議会」という。）の果たす役割は大きくなっています。

平成23年7月に市政運営の基本的な考え方や原則を定めた草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）には、議会の役割として、議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うとともに、「市民に開かれた議会」、「政策の立案や提言を行う議会」、「行政の監視および評価を行う議会」を3つの柱とし、これらの機能の充実を図るための議会活動を行うこととしています。

議会は、執行機関である市長と緊張関係の下で二元代表制の一翼を担い、市民の代表として、多様な意見をくみ取りながら自由闊達な討議を重ね、最良の意思を決定し、市民に信頼される議会を目指さなければなりません。

地方自治の本旨に基づき、豊かな草津市を実現するため、掲げた役割と目的を達成することを決意し、ここに草津市議会基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を策定するに当たっての草津市議会の決意を表明しています。

地方分権の進展や社会環境の変化に伴う地方自治の目指すべき姿から、草津市においても、協働のまちづくりを中心とした市民自治の議論が始まり、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠となっています。

草津市議会では、平成15年の一問一答制の導入、平成18年の本会議におけるインターネット中継の開始、平成20年の草津市議会議員政治倫理条例の施行など、他市に先駆けて議会改革の実践的な取り組みを行ってまいりましたが、さらなる市民主

草津市議会基本条例 逐条解説

権によるまちづくりの推進にむけ、負託を受けた議事機関としての草津市議会が果たす役割は大きくなっています。

われわれ草津市議会は、上記のことを念頭に、平成23年10月から「議会改革推進特別委員会」を設置し、この議会基本条例制定に向けて議論、討議を重ねてまいりました。

この条例は、草津市自治体基本条例第4条に定める「議会の役割」を具現化するために、3つの柱とそれを支える議会活動の理念をもとに基本原則を体系的に定めています。

今後、市政の一翼を担う草津市議会は、市民の代表として、地域の人々が築きあげてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、市域の課題の把握や多様な意見の反映に努め、議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、市民に信頼されるよう、豊かな草津市の実現のために、市議会が果たすべき役割と目的を達成する決意を明らかにするため、この条例を制定するものです。

なお、この条例では、「市民」の用語の定義を行っておりませんが、「市民」は広く市政に関わる人と考えています。

※地方自治の本旨

地方における行政を、国から独立した地方公共団体の手に委ね、「地域のことは地域で決める」という自立した自治体運営を、住民の意思に基づいて行っていくという原則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草津市の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会および議員の活動の活性化および充実を図り、もって市民福祉の向上および市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

条例の目的は、議事機関としての議会の役割を明らかにし、市民福祉の向上や市政の発展のために、議会や議員の活動が活性化し、充実するように、議会の役割や基本事項を定めることを明文化しています。議事機関とは、憲法第93条第1項(※)で定められた、条例の制定やその他の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権限を有する機関です。

※日本国憲法 第93条第1項（地方公共団体の機関）

第93条 地方公共団体には、法律で定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第2章 議会および議員の基本原則

（議会の役割）

第2条 議会は、市民の代表である議員により構成する議事機関として、議決の権限を行使し、市の意思決定を担う。

2 議会は、市民に開かれた議会を基本とし、市民にわかりやすい情報の発信に努めるとともに、市民が議会に参加する機会の拡充に努めるものとする。

3 議会は、市の課題の提起および解決に向けた政策の立案および提言を積極的に行うために、議員間で十分に議論し、議会としての合意形成を図るものとする。

4 議会は、行政運営の状況を監視および評価し、適正に執行が実施されるよう努めるものとする。

5 議会は、その機能を充実させるため、議会運営の改革を継続的に行うとともに、積極的な調査研究活動に努めるものとする。

【解説】

第2条は、議会の役割を、草津市自治体基本条例の規定をもとに定めています。

第2項から第4項までは、議会運営の基本とする3つの原則を定めています。

- 1 議会には市の意思決定を担う重要な役割があり、議決の責任の重みを認識して議決の権限を行使することを定めています。
- 2 市民に身近で開かれた議会の実現や市民への説明責任の観点から「市民に開かれた議会」についての原則を定めています。第3章にはこの原則の実践に向けた取り組みについて定めています。
- 3 市政の課題提起や課題解決のため「政策の立案や提言を行う議会」についての原則を定めています。第4章にはこの原則の実践に向けた取り組みについて定めています。
- 4 行政運営の基本的事項を議決し、調査や評価を行う責務を遂行するため「適正な行政の監視および評価を行う議会」についての原則を定めています。第5章にはこの原則の実践にむけた取り組みについて定めています。
- 5 第1項から第4項までの原則を実践する基礎として、議会運営について常に見直しを行うとともに、調査研究活動を積極的に行うことで、議会の機能を充実させることを定めています。第6章にはこの原則の実践に向けた取り組みについて定めています。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、市民の代表者として、市民全体の福祉の向上に寄与するとともに、別に条例で定める政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。
- 2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。
- 3 議員は、議会活動について市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるものとする。
- 4 議員は、市民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

【解説】

- 1 議員は、市民の代表者であることから、市民全体のために活動し、貢献しなければなりません。また、草津市議会議員政治倫理条例（平成20年草津市条例第15号）第3条（※）に定める政治倫理規準を遵守し、透明性の高い活動を行わねばならないことを定めています。
- 2 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることから、議会活動においては討議（賛否を明確にしながらか議論を戦わせること）を尊重することを定めています。
- 3 議員は、議会での審議等における論点や争点の説明責任を果たし、議決に至る過程を明らかにするとともに、市民の意見を市政に反映させるためにも、市民への広報広聴活動を積極的に行うことを定めています。
- 4 議員は、自己の資質を高めるための研さんに努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行することを定めています。

※草津市議会議員政治倫理条例 第3条（政治倫理規準）

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 行政庁が行う許可もしくは認可、市もしくは市が出資する団体が発注する工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約および物品の購入契約等（以下「工事等」という。）または指定管理者の指定に関して、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。
- (4) 政治活動に関し、企業および団体から政治的または道義的批判を受けるおそ

れのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、同様の措置をとること。

(5) 市の職員（非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市の職員の採用、昇格または人事異動に関して、特定の個人の推薦もしくは紹介をしないこと。

2 議員は、前項に規定する政治倫理規準等に反する行為として政治的または道義的批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（議長および副議長）

第4条 議会の議長（以下「議長」という。）は、議会を代表する中立的、かつ、公平な立場において職務を行い、議会の秩序を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議会の副議長は、議長を補佐し、議長の職務の遂行に寄与しなければならない。

【解説】

第4条は、議長と副議長の役割を定めています。

1 議長は、地方自治法に定める議会の代表権、議場の秩序保持権、議事整理権などの権限を持っています。これらの権限を適切に行使し、中立的で公平な立場において民主的な議会運営を行う役割を担うことを定めています。

2 議長と副議長は連携して議会運営を行う必要があります。したがって、副議長は単に地方自治法に定める議長の代理だけではなく、議長の補佐役として、常に職務遂行に当たる役割を担うことを定めています。

第3章 市民に開かれた議会

（市民への情報公開および情報発信）

第5条 議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。

2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。

【解説】

第3章は、第2条第2項の「市民に開かれた議会」の実践に向けた取組みについて定めています。

- 1 議会の本会議や委員会の会議は、活動の透明性を高めるために、秘密会とする場合等を除き、原則公開により行います。また、議場や委員会室での傍聴だけでなく、インターネット中継など、審議状況を市民に公開する環境づくりに取り組むことを定めています。
- 2 議会活動を多くの市民に知ってもらえるよう、議会広報誌や議会ホームページなど、多様な情報媒体を用いて情報を発信し、審議における質疑応答や議員ごとの表決結果等を速やかに、わかりやすくお知らせすることを定めています。
- 3 委員会の委員長は、委員会に付託された議案の審査結果について本会議での報告や質疑に対する答弁を行う際には、審査結果だけでなく、審査における論点や付帯意見等を説明し、本会議における議員の採決に寄与するとともに、市民にも広く明らかにすることを定めています。

(多様な市民参加および市民との連携)

第6条 議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。

- 2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。
- 3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 1 市民と議会は双方向の関係を築くことが必要であり、市民の意見を聴取するために、議会報告会や電子媒体などにより、市政に関する課題や議会活動等について意見交換の機会を多様に設けます。また、その意見を把握することで、議会や議員の政策立案に反映させる力を強化することを定めています。
- 2 委員会において請願を審査する際には、紹介議員が説明や質疑に対する答弁を行いますが、審査の過程を充実させるために必要がある場合は、委員会の合意を経て委員長が出席要請を行い、請願者本人に意見を求めることができるものとします。
なお、請願者に発言を求めた場合には、草津市実費弁償条例（平成3年草津市条

草津市議会基本条例 逐条解説

例第22号)の規定に基づき、旅費を支給します。

- 3 本会議や委員会においては、多様な意見の聴取の手法として、地方自治法に定める公聴会制度や参考人制度を積極的に活用し、利害関係者である市民の意見や有識者等の専門的・政策的識見、関係者の陳述等を議会の討議に反映させることに努めます。なお、手続きについては委員会条例や会議規則に定めています。

※請願

市政についての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書を提出するときは、議員の紹介(1人以上)を必要とします。

※公聴会制度

委員会における重要な議案等における審査や調査において、所属する委員の意見だけでなく、広く委員以外の外部の意見を参考とすることで、審査や調査を充実させるために開催します。

※参考人制度

委員会において、市政に関し、審査や調査のために必要があるとき、当事者や利害関係人、学識経験者からの意見を求めるために開催されます。

(議会報告会)

第7条 議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。

【解説】

議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の意見を直接聴くため、議会報告会を開催することを定めています。

議会報告会の運営等の詳細については、別に要領等で定めます。

第4章 政策の立案および提言を行う議会

(討議する議会)

第8条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

【解説】

第4章は、第2条第3項の「政策の立案や提言を行う議会」の実践に向けた取組みについて定めています。

- 1 議会は合議制の意思決定機関として、意思形成のための討議を重視する必要があることから、議員は、市長等への質疑等を踏まえ、合意形成に向けて賛否の論点・争点を明確にしたうえで十分に議論を尽くすとともに、それらの審議の過程や表決態度等について、市民への説明責任を十分に果たすことを定めています。
- 2 議長や委員長は、執行機関からの説明や質疑応答だけではなく、議員同士の公平で自由な討議を中心に会議を進行することに努めます。

(政策立案および政策提言)

第9条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。

- 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は自由闊達な討議を経て意見集約された内容については、政策の条例化、執行部からの提出議案の修正案の立案、決議案の策定など、委員会または議員による議案提出に向けた「政策立案」や、議会から市長等の執行機関に対する「政策提言」を行うことを定めています。
- 2 議会は、議員の資質や、政策立案等に必要な能力を向上させるために、議員研修の充実・強化に努めることを定めています。

※政策立案

議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるために、委員会や議員が行う条例の提案や議案の修正、決議等の素案を議会が作成することをいいます。

※政策提言

市長等が提案する議案のうち、予算など議会に発案権のないものや市政全般に対して、議会としての考えを提言することをいいます。

(専門的知見の活用)

- 第10条 議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。
- 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。

【解説】

- 1 議案の審査や市の事務に関する調査においては、その専門性を高め、課題解決のためのより良い方策を導くため、専門的知見を有する学識経験者や大学、調査研究機関等に調査を求め、その結果を議会の審議に反映させるよう努めることを定めています。
- 2 議会は、必要に応じて、複数の学識経験者等により合同で調査・報告を求めるために、調査機関を設置することができることを定めています。
- 3 専門的知見の活用にあたっては、議決を要することを定めています。

(政策討論)

- 第11条 議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。

【解説】

議会は討論の場(言論の府)であるとの原則から、自由討議を推進し、議員自らが積極的な政策立案や政策提言を行うために、市政に関する重要な政策や課題等について、議論し、議員間での共通認識を深め、合意形成を図るために、議員全員で政策討論を行うことを定めています。

なお、市民に開かれた議会を推進するため、政策討論は原則公開により行います。その他政策討論の詳細な内容については、別に要領等で定めます。

第5章 行政の監視および評価を行う議会

(監視機能および審査機能の強化)

第12条 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。

3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。

【解説】

第5章は、第2条第4項の「適正な行政の監視および評価を行う議会」の実践に向けた取組みについて定めています。

1 市長と議員は、それぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり（これを「二元代表制」といいます。）、議会は市長をはじめとする執行機関を監視する役割を担っています。したがって、議会の審議においては、議員と市長等は緊張関係を保持することを定めています。

2 本会議において代表質問や、議案質疑および一般質問を行う際には、議員は、広く市政全般に対して課題を見出し、質問するとともに、論点・争点を明確にし、議論の質を向上させます。特に議案質疑および一般質問においては、一問一答方式の利点である「市民にわかりやすい質疑応答」となるよう、質問の内容を多面的に深く掘り下げる議論に努めることを定めています。

3 委員会については、各分野を専門的に審議する常任委員会や、特定の行政課題等を迅速に捉えて調査研究を行う特別委員会を設置するなど、委員会の専門性と特性を活かし、また、緊急の市政の課題や社会情勢に迅速に対応できる、機動力のある委員会運営に努めることを定めています。

(反問権)

第13条 本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長長の許可を得て、反問することができる。

【解説】

第13条は、市長等の答弁者が議員からの質問に答えるだけでなく、質問の論点や根拠、情報の出典等を明確にし、市長等と議員が議論を深めるために、議員に問い返

することができることを定めています。

反問は、議長や委員長の許可を得て行います。

(重要政策等における論点に関する情報の提供)

第14条 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。

- (1) 重要政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の機会の有無およびその内容
- (4) 草津市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果および費用

2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。

【解説】

1 市長等が提案する重要な政策等を審議する過程において、論点となる情報を整理し、政策等の水準を高めるため、6項目にわたる情報開示を市長等に求めることを定めています。

「重要な」の範囲は、草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第5条第1項（※）に規定する市民参加の対象となる事項や、市全体に関わる事項等の議会と情報共有すべき事項等が考えられます。

「政策等」は、計画、政策、施策、事業等であり、条例案を含みます。

2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

3 市長が予算案や決算を議会に提出するに当たっては、議員が審査を深めやすいよう、施策別や事業別の分かりやすい説明を市長に求めることができることを定めています。

※草津市市民参加条例 第5条第1項（市民参加の対象）

第5条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」という。）は、次に掲げると

おりとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な事項を定める計画等の策定または変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例および市民に義務を課し、または権利を制限することを規定する条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される大規模な施設（建築物に限る。）の設置に係る計画等の策定または変更
- (4) 市民の生活または活動に直接かつ重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

（議決事件）

第15条 法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。

2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。

【解説】

1 地方自治法第96条第2項（※）の規定により、その普通地方公共団体に関する事件（一部を除きます）について、議会が議決すべきものを条例で定めることができます。草津市議会では、市政運営の最上位の計画である「草津市総合計画」のうち、基本構想と基本計画の一部（方針・施策に限る）の策定、変更および廃止を議会が議決すべき事件として定めています。

「方針」とは、第5次草津市総合計画第2期基本計画（平成25年～平成28年）におけるリーディングプロジェクト（重点方針）、地域経営の方針、分野別基本方針を指し、「施策」とは、分野別施策を指します。

市のまちづくりの基本方向等を示す「基本構想」と、計画期間における市のまちづくりの指針となる計画である「基本計画」のうち方針や施策は、市政運営の根幹となるものであり、議会としても積極的に議論し、議決することにより、市全体の意思を反映したものとなります。また、「公開と討議の場」である議会での討議を通して市民の声を活かすとともに、策定までの経過を市民にわかりやすいものとすることができます。なお、基本計画を構成する具体的な事業は、毎年度に内容の見直しが行われることから、議決事件に含めません。各事業は毎年度の予算・決算時に審査を行います。

2 市政全般にわたる重要な計画である総合計画の審議においては、議会と市長等執

草津市議会基本条例 逐条解説

行機関が市民に対する責任をともに担いながら、計画的で市民の視点に立った透明性の高い市政運営を推進するために十分な議論を尽くすことを定めています。

※地方自治法 第96条（議決事件）第2項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

※草津市自治体基本条例 第13条（総合計画）

第13条 市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定めた長期の基本構想と、基本構想の実現のための中期の基本計画によって構成する。

3 基本計画は、財政推計を踏まえ、事業によって構成される施策の体系をもつものとする。

4 市は、市長の任期ごとに基本計画を策定する。

5 市の政策は、緊急を要するもののほかは、総合計画によるものとする。

6 市長は、総合計画の進捗を管理し、その評価を公表するものとする。

7 市は、総合計画を見直すことができる。

（評価機能の強化）

第16条 議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。

【解説】

議会は、監視機能の強化のためにも、的確な評価の視点を持って議案の審査にあたることを定めています。

議会は、予算審査や決算審査等においては、事業を当該年度単位だけでなく、草津市総合計画の基本方針から見た数年にわたる事業として捉え、予算審査にあたっては事業の目的の妥当性を事前評価し、決算審査にあたっては事業の効果を評価することに努めます。

第6章 議会の機能向上

(議会改革の推進)

第17条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。

【解説】

第6章は、第2条第5項の「議会の機能向上」の実践に向けた取組みについて定めています。

議会制度に係る法改正があったときや、議会改革を継続的に推進するにあたって課題解決の必要があるときは、必要な組織を設置し、速やかに調査、検討することを定めています。

「必要な組織」とは、議会運営委員会、特別委員会や任意の検討会議など、そのときの状況にあった組織により調査、検討を行うこととします。

(議会の調査研究体制の充実および強化)

第18条 議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。

3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。

【解説】

1 地方自治法第100条第14項(※)に定める政務活動費は、草津市議会政務活動費に関する条例(平成13年草津市条例第1号)に基づいて会派に交付されます。

議員は、政務活動費を条例に定める基準により有効に活用し、積極的に政策立案を行うための調査および研究を行うことを定めています。

2 地方自治法第100条第15項(※)に定める議会図書室は、議員の調査研究のために設置しているものであり、自治体に関する参考書籍をはじめ、市政の情報、他市の事例等を集積、更新し、充実に努めることを定めています。

3 議会は、議会の機能を充実・強化するために、大学等の研究機関との連携や、政策立案機能等を補助する議会事務局の法務能力の向上、調査研究体制の整備に努めることを定めています。

「大学等研究機関との連携」とは、第10条の議案審査や調査における専門的知

草津市議会基本条例 逐条解説

見の活用に含まれないものとして、例えば議員研修の講師など、大学等が持つ専門知識や研究体制等により、広く議会活動を充実させることを指します。

※地方自治法 第100条（調査権、刊行物の送付、図書館の設置等）

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第7章 議員定数および議員報酬

（議員定数）

第19条 議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

【解説】

議会の議員定数については、地方自治法第91条第1項（※）の規定に基づき、草津市議会議員定数条例（昭和30年草津市条例第31号）第2条（※）において24人と定めています。

平成23年の地方自治法の改正により、議員定数の上限が撤廃されたことから、議員定数は各自治体の判断により決定することとなりました。

議員定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定める必要があります。

このことから、議会は、議員定数を改定するにあたっては、他市との単純な数値的比較により決定するのではなく、草津市の財政状況や人口動態、市が抱える課題、将来の予測や展望等、草津市特有の実情を勘案し、市民の意向を把握して議員定数を検討することを定めています。

※地方自治法第91条（市町村議会の議員の定数）第1項

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

(議員報酬)

第20条 議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。

【解説】

議員報酬については、地方自治法第203条第4項(※)の規定に基づき、草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和45年草津市条例第2号)別表(※)において、議長、副議長、議員の区分によりそれぞれ定めています。

なお、市長が議員報酬を改正する議案を提出するにあたっては、あらかじめ報酬額について「草津市議員報酬および特別職給料審議会」の意見を聴くこととなっています。

議会は、委員会や議員が議員報酬を改定する議案を提案するにあたっては、他市との単純な数値的比較により決定するのではなく、草津市の財政状況や人口動態、市が抱える課題、将来の予測や展望等、草津市特有の実情を勘案し、「草津市議員報酬および特別職給料審議会」に代わるものとして、提案根拠を市民に明確に説明するとともに、市民の意向を把握して議員報酬を検討することを定めています。

※地方自治法第203条(議員報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第8章 他の条例との関係および見直し手続

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃、解釈および運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

この条例は、市議会の基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定、改廃、解釈、運用する場合は、この条例の趣旨と整合性を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例その他の議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

1 議会は、この条例の実効性を担保するためにも、条例の目的が達成されているかどうかを常に検証することを定めています。

「常に」とは、定期的、総体的に検証するのではなく、日ごろから条例を念頭に置きながら議会活動について検証を行うことを指しています。

2 第1項の検証の結果、制度の改善も含めて、条例や会議規則等を改正する必要があると判断される場合には、改正案の立案等、適切な措置を講じることを定めています。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第15条第1項の規定は、次に掲げるものについて適用する。

(1) この条例の施行の際現に策定されている基本構想の変更および廃止

(2) 施行日以後の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）の策定ならびに当該基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）の変更および廃止

【解説】

1 第1項は、この条例の施行日を定めています。

2 第2項は、議決事件を定める第15条第1項の規定の適用範囲を明確にするもので、(1)条例の施行の際、現に策定されている「第5次総合計画基本構想」の変更および廃止、(2)条例の施行日以後における基本構想および基本計画（方針および

草津市議会基本条例 逐条解説

施策に限る。)の策定、ならびに条例の施行日以後に策定された基本構想および基本計画(方針および施策に限る。)の変更および廃止について適用することとしています。

施行日において現に策定されている「第5次総合計画第2期基本計画」は、変更、廃止の場合であっても第15条第1項の規定は適用されません。